

## 八戸市地域保健医療対策協議会委員公募実施要領

次のとおり八戸市地域保健医療対策協議会の委員を公募する。

### 1 目的

当協議会の運営に当たり、広く市民の意見を反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

### 2 職務

当協議会は、地域保健及び保健所の運営に関する事項について調査協議する。

### 3 募集人員

当協議会の公募による委員の定数は、2人以内とする。

### 4 任期

任期は選任時（令和7年8月予定）から2年以内とする。

### 5 報酬

1回の出席につき、8,800円（税込）の報酬を支給する。ただし交通費は支給しない。

### 6 会議の開催

会議は、年2回程度開催予定。

### 7 応募条件

原則として当市に住所を有し、保健及び医療に関し、知識、経験、関心等のある者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

① 当市の他の審議会等の委員を3つ以上兼務している者

② 当協議会の委員として既に構成員を推薦している団体に所属している者

### 8 応募方法

別に定める応募申込書により、郵送、持参、FAX又はEメールにより応募する。

その際、「健康で生き生きと暮らすために取り組みたいこと」に対する意見・提案等を500字以内の文章にまとめ、合わせて提出する。

応募先：〒031-0011 八戸市田向三丁目6-1 八戸市保健所 保健総務課

TEL 38-0706 Fax 38-0734

Eメール hokensomu@city.hachinohe.aomori.jp

### 9 募集期間

令和7年4月17日（木）から5月16日（金）まで（必着）

### 10 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

### 11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

### 12 選考結果の本人への提供

選考結果は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）第69条第2項第1号の規定に基づき、次に掲げる条件の下、本人の求めに応じて本人に対して提供できるものとする。

#### (1) 提供の求めの方法

保健総務課において口頭により行う。

#### (2) 提供する情報の範囲

応募者の中での順位及び得点

#### (3) 提供の方法

保健総務課において本人確認をした上で閲覧により行う。

#### (4) 提供できる期間

選考結果通知日から1月間とする。なお、当期間経過後は、法第77条の規定に基づく開示

請求手続が必要となる。

13 応募申込書等の取扱い

受付した応募書類は、返却しないものとし、当協議会の公募以外の目的には使用しないものとする。

14 備考

公募以外の委員は、概ね医療従事者、学識経験者及び保健医療関係者等で構成する。

15 その他、附属機関の委員の公募に関する取扱いに定めるところによる。

附 則

この要領は、令和7年4月17日から実施する。